

輪之内町告示第30号

輪之内町空き家バンク制度実施要綱を次のように定める。

令和5年4月3日

輪之内町長 木野 隆之

輪之内町空き家バンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、輪之内町における空き家の有効活用を通して、住環境の確保及び移住定住促進による地域の活性化を図るため、輪之内町空き家バンク制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が住居を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業による賃貸、分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を、町内へ移住定住を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (4) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部（以下「支部」という。）が選定した事業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。
2 輪之内町暴力団排除条例（平成23年輪之内町条例第17号）第2条第2号及び第3号に定める者及びその者と密接な関係を有する者は、空き家バンクを利用することができない。

(物件の登録等)

- 第4条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、輪之内町空き家バンク物件登録申込書兼同意書（第1号様式）及び輪之内町空き家バンク物件登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査をするものとする。
 - 3 町長は、前項に規定する調査を実施する場合において、協力事業者に対し、登録

に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。

- 4 協力事業者に対する調査依頼及び結果報告その他必要事項については、支部と締結する協定その他協議により定める。
- 5 町長は、第2項の規定による調査により登録することが適当又は不適当と認めたときは、輪之内町空き家バンク物件登録完了（不可）通知書（第3号様式）により当該申込者に通知するものとする。
- 6 町長は、第1項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる活用が適当と認められるものは、当該物件の所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

（物件に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第5項の規定により登録が完了した旨の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、輪之内町空き家バンク物件登録変更届出書（第4号様式）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（物件の登録の取消し）

第6条 物件登録者は、空き家バンクに登録された空き家（以下「登録物件」という。）の登録を取り消すときは、輪之内町空き家バンク物件登録取消届出書（第5号様式）により町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の届出書の提出があったとき、又は登録物件に係る所有権等の権利に移動があったときその他登録を取り消すことが適当と認めたときは、当該登録物件の登録を取り消すとともに、輪之内町空き家バンク物件登録取消通知書（第6号様式）により、当該物件登録者に通知するものとする。

（情報の公開）

第7条 町長は、空き家の登録情報の一部をホームページ等に掲載し周知できるものとする。

（利用希望者の要件）

第8条 登録物件の利用希望者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在しようとする者で、輪之内町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在しようとする者で、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (3) その他町長が適当と認めた者

（利用希望者の登録等）

第9条 利用希望者は、輪之内町空き家バンク利用登録申込書（第7号様式）及び輪之内町空き家バンク利用誓約書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合において、その内容等を確認の上、登録が適当又は不適当であると認めたときは、輪之内町空き家バンク利用登録完了（不可）通知書（第9号様式）により当該利用希望者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による登録の有効期限は、登録した日から3年とする。ただし、第1項

の規定による登録の申込みを行うことにより再登録したときは、当該再登録をした日から3年とする。

(利用に係る登録事項の変更の届出)

第10条 前条第2項の規定による登録をした旨の通知を受けたもの（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、輪之内町町空き家バンク利用登録変更届出書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

(利用登録の取消し)

第11条 利用登録者は、第9条第2項の規定による登録を取り消すときは、輪之内町空き家バンク利用登録取消届出書（第11号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出書の提出があったとき、又は利用登録者が空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるときその他登録を取り消すことが適当と認めたときは、空き家バンクの利用登録を取り消すとともに、輪之内町空き家バンク利用登録取消通知書（第12号様式）により利用登録者に通知するものとする。

(交渉の申込み等)

第12条 登録物件の利用について交渉を希望する利用登録者は、輪之内町空き家バンク登録物件交渉申込書（第13号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、協力事業者にその旨を通知するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第13条 前条第2項による通知を受けた協力事業者は、遅延なく物件登録者と利用登録者との登録物件に関する交渉の仲介を行うとともに、その交渉結果について町長に報告するものとする。

2 町長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及びその仲介並びに売買、賃貸借等の契約に関する行為については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報保護)

第14条 空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に定めるところによる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。